国立研究開発法人建築研究所公告

国立研究開発法人建築研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成27年４月28日

茨城県つくば市立原１番地
国立研究開発法人建築研究所
理事長　坂本　雄三

平成27年４月１日付けで、西山　功を国立研究開発法人建築研究所の理事に任命する。
（再任）

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成27年４月28日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県久喜市菖蒲町下栢間から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間まで（菖蒲ＰＡ（埼玉県久喜市菖蒲町下栢間を除く）（但し、連結予定施設範囲を除く））	新設工事	平成27年４月30日

地方職員共済組合定款の一部変更

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十八日

地方職員共済組合
理事長　河野　栄

地方職員共済組合定款の一部を変更することについて

第一条　地方職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日）の一部を次のように変更する。

第二十六条第二号中レを削り、ソをレとし、ツからヰまでをソからウまでとする。

第三十七条第一項第一号の表中「千分の七・〇四」を「千分の六・六五」に、「千分の五十六・八七」を「千分の五十六・一四」に、「千分の六十三・五九」を「千分の六十三・三二」に改め、同項第二号の表中「千分の五・六三」を「千分の五・三二」に、「千分の四十五・四八」を「千分の四十五・〇八」に、「千分の五十・八八」を「千分の五十・六六」に改め、同条第二項中「千分の五十六・八七」を「千分の五十七・一四」に、「千分の二・一三」を「千分の二・一四」に、「千分の六十三・五九」を「千分の六十三・三二」に、「千分の二・三九」を「千分の二・三八」に、「千分の四十五・四八」を「千分の四十五・〇八」に、「千分の一・七〇」を「千分の一・七一」に、「千分の五十・八八」を「千分の五十・六六」に改める。

第三十八条中「千分の十四・〇八」を「千分の十三・三〇」に改める。

第四十条第一号中「千九十円」を「千九十五円」に改め、同条第二号中「千二百八十円」を「千三百五十八円」に改める。

第六十五条中「八千八百八十円」を「二万五百九十三円」に改める。

附則第十八項の表中「千分の五・六三」を「千分の五・三二」に、「千分の四十五・四八」を「千分の四十五・〇八」に、「千分の五十・八八」を「千分の五十・六六」に改める。

附則第十九項中「千分の四十五・四八」を「千分の四十五・〇八」に、「千分の一・七〇」を「千分の一・七一」に、「千分の五十・八八」を「千分の五十・六六」に、「千分の一・九一」を「千分の一・九一」に改める。

第二条　地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第三十七条第一項中「給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「各表」を「表」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 知事組合員	千分の四十八・一八	千分の五・三二	千分の一・一八	千分の四十八・一八	千分の五・三二	千分の一・一八
船員一般組合員	千分の四十五・七〇	千分の五・三二	千分の一・一八	千分の五十・六六	千分の五・三二	千分の一・一八

第三十七条第二項中「前項第一号」を「前項」に、「千分の六十・二三」を「千分の四十八・一八」に、「千分の二・二六」を「千分の一・八一」に、「千分の五十七・一四」を「千分の四十五・七〇」に、「千分の二・一四」を「千分の一・七一」に、「千分の六十三・三二」を「千分の五十・六六」に、「千分の二・三八」を「千分の一・九一」に改め、「、同項第二号の表中「千分の四十八・一八」とあるのは「千分の一・八一」と、「千分の四十五・七〇」とあるのは「千分の一・七一」と、「千分の五十・六六」とあるのは「千分の一・九一」と」を削る。

第三十八条中「千分の百二十・四六」を「千分の九十六・三六」に、「千分の十三・三〇」を「千分の十・六四」に改める。

第四十二条中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。

第六十三条第一項中「給料及び期末手当等の額」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「次の表」を「次の各号」に、「当該各欄に掲げる率」を「当該各号に定める率」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　団体組合員　千分の一・一八

二　団体又は組合　千分の一・一八

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

附則第十八項から第二十項までを削り、附則第二十一項を附則第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第十六項中「、基礎年金支払経理及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理、基礎年金支払経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。

第三条　地方職員共済組合定款の一部を変更することについて（平成二十六年三月二十七日）の一部を次のように変更する。

第四十二条の変更規定を削る。

附則第一項中「第四十二条の変更規定及び」を削る。

附則第五項中「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。